

定着支援費の対象となる関連職種

(介護福祉士養成科)

●基本的な考え方

関連職種は、訓練により習得した知識、技能に関連があり、介護に関する職種とし、厚生労働省職業分類（令和4年4月14日改訂）による大分類「05 保育・教育の職業」および「08 福祉・介護の職業」のうち次に該当するものとする。

なお、介護福祉士以外の資格に関する職種は原則該当としない。

(例：保育士、看護師、社会福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士等)

・05のうち031-99 その他の学校等教員(介護職種の指導を行う専修学校又は各種学校の教員に限る)

・08のうち以下のいずれか

049-03 老人福祉施設指導専門員、

049-04 障害者福祉施設指導専門員、

049-05 児童福祉施設指導専門員（障害児入所施設において児童の生活指導、職業指導、家庭環境の調整、家庭生活などに関する相談・助言・援助を行うものに限る。）、

049-06 他の社会福祉施設指導専門員、

049-07 介護支援専門員（ケアマネジャー）、

049-08 訪問介護サービス提供責任者、

049-10 福祉用具専門相談員（販売員、店員は除く）、

050-01 高齢者入所型施設介護員、

050-02 高齢者通所型施設介護員、

050-03 障害者福祉施設介護員、

050-99 その他の施設介護の職業、

051-01 訪問介護員、

051-02 訪問入浴介助員

なお、これ以外の職種について関連と思われるものについては、広島労働局と協議のうえ別途判断することとする。

定着支援費の対象となる関連職種

(社会福祉士養成科)

●基本的な考え方

関連職種は、訓練により習得した知識、技能に関連があり、社会福祉に関する職種とし、厚生労働省職業分類（令和4年4月14日改訂）による大分類「05 保育・教育の職業」および「08 福祉・介護の職業」のうち次に該当するものとする。

なお、社会福祉士以外の資格に関する職種は原則該当としない。

(例：保育士、看護師、介護福祉士、訪問介護員等)

・05のうち031-99 その他の学校等教員(社会福祉士の指導を行う専修学校又は各種学校の教員に限る)

・08のうち以下のいずれか

049-02 福祉相談・指導専門員、

049-03 老人福祉施設指導専門員、

049-04 障害者福祉施設指導専門員、

049-05 児童福祉施設指導専門員、

049-06 他の社会福祉施設指導専門員、

049-09 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、

049-10 福祉用具専門相談員（販売員、店員は除く）、

049-99 その他の福祉・介護の専門的職業

なお、これ以外の職種について関連と思われるものについては、広島労働局と協議のうえ別途判断することとする。

定着支援費の対象となる関連職種

(精神保健福祉士養成科)

●基本的な考え方

関連職種は、訓練により習得した知識、技能に関連があり、精神保健福祉に関する職種とし、厚生労働省職業分類（令和4年4月14日改訂）による大分類「05 保育・教育の職業」および「08 福祉・介護の職業」のうち次に該当するものとする。

なお、精神保健福祉士以外の資格に関する職種は原則該当としない。

(例：保育士、看護師、介護福祉士、訪問介護員等)

・05のうち031-99 その他の学校等教員(精神保健福祉士の指導を行う専修学校又は各種学校の教員に限る)

・08のうち以下のいずれか

049-02 福祉相談・指導専門員、

049-03 老人福祉施設指導専門員、

049-04 障害者福祉施設指導専門員、

049-05 児童福祉施設指導専門員、

049-06 他の社会福祉施設指導専門員、

049-09 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、

049-99 その他の福祉・介護の専門的職業)

なお、これ以外の職種について関連と思われるものについては、広島労働局と協議のうえ別途判断することとする。

定着支援費の対象となる関連職種

(IT 及びビジネス系に関する科)「事務系のカリキュラムがない場合」

●基本的な考え方

関連職種は、訓練により習得した知識、技能に関連があり、IT・ビジネスに関する職種とし、厚生労働省職業分類（令和4年4月14日改訂）による大分類「02 研究・技術の職業」、「05 保育・教育の職業」のうち次に該当するものとする。

なお、IT 以外の資格に関する職種は原則該当としない。

・02のうち以下のいずれか

- 009-01 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）、
- 009-02 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）、
- 009-03 プログラマー、009-99 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）、
- 010-01 IT コンサルタント、010-02 IT システム設計技術者、
- 010-03 IT プロジェクトマネージャ、010-04 IT システム運用管理者、
- 010-05 IT ヘルプデスク、010-06 通信ネットワーク技術者、
- 010-99 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）、
- 011-99 他に分類されない技術の職業（データサイエンティストに限る。）

・05のうち 031-99 その他の学校等教員(IT・ビジネス職種の指導を行う専修学校又は各種学校の教員に限る。)

なお、これ以外の職種について関連と思われるものについては、広島労働局と協議のうえ別途判断することとする。

定着支援費の対象となる関連職種

(IT 及びビジネス系に関する科)「事務系のカリキュラムがある場合」

●基本的な考え方

関連職種は、訓練により習得した知識、技能に関連があり、IT・ビジネスに関する職種とし、厚生労働省職業分類（令和4年4月14日改訂）による大分類「02 研究・技術の職業」、「05 保育・教育の職業」および「06 事務的職業」のうち次に該当するものとする。

なお、IT・ビジネス以外の資格に関する職種は原則該当としない。

・02のうち以下のいずれか

- 009-01 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）、
- 009-02 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）、
- 009-03 プログラマー、009-99 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）、
- 010-01 IT コンサルタント、010-02 IT システム設計技術者、
- 010-03 IT プロジェクトマネージャ、010-04 IT システム運用管理者、
- 010-05 IT ヘルプデスク、010-06 通信ネットワーク技術者、
- 010-99 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）、
- 011-99 他に分類されない技術の職業（データサイエンティストに限る。）

・05のうち031-99 その他の学校等教員(IT・ビジネス職種の指導を行う専修学校又は各種学校の教員に限る。)

・06のうち以下のいずれか

- 033-01 総務事務員、033-02 人事事務員、033-03 企画・調査事務員、
- 034-01 一般事務員、035-01 法務・広報・知的財産事務の職業、
- 035-99 他に分類されない総務等事務の職業、
- 038-03 経理事務員、038-99 その他の会計事務の職業、
- 039-01 生産現場事務員、040-01 営業事務員、040-02 貿易事務員、
- 040-99 その他の営業・販売関連事務の職業
- 043-01 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員

なお、これ以外の職種について関連と思われるものについては、広島労働局と協議のうえ別途判断することとする。